

物 品 売 買 契 約 書

売出人 三朝町（以下「甲」という。）と買受人 （以下「乙」という。）とは、次の条項により物品の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙双方は、常に信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物品）

第2条 売買物品（以下単に「物品」という。）は、次のとおりとする。

物 品 の 表 示	規 格	数 量	備 考

（売買代金）

第3条 物品の売買代金は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

2 乙は、売買代金から次条に定める契約保証金の額を減じた金額（ 円）を、甲が指示する方法により、一括して甲が指定する日までに納入するものとする。

（契約保証金）

第4条 乙が納入した入札保証金 円は、契約保証金として全額充当するものとする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、第12条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（契約保証金の処分）

第5条 契約保証金は、第3条第2項に定める金額を完納したときに、甲において売買代金の一部に充当するものとする。

2 甲が第11条各号の規定により契約解除をしたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（所有権の移転）

第6条 物品の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

（物品の引渡し）

第7条 甲は、物品の所有権が乙に移転した日から30日以内に甲乙両者が定める日に、物品を現状のまま乙に引き渡すものとする。

2 乙は、物品の引渡しを受けたときは、甲の定めるところにより、直ちに受領書を甲に提出するものとする。

3 乙は、物品の引受け及び搬出の実施については、関係法令を遵守し、かつ、甲の指示に従うとともに、これに係る保険加入、輸送手配等の手続きを行わなければならない。なお、これに要する経費は、乙の負担とする。

（危険負担）

第8条 この契約締結後、物品の引渡しまでの期間において、物品が甲の責めに帰することのできない事由により滅失し、又は毀損した場合は、その損失は、乙の負担とする。

（担保責任）

第9条 乙は、この契約締結後、物品に隠れた瑕疵等のあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（契約の解除）

第10条 甲は、乙が次に掲げるいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき

(2) 乙が物品の所有権が乙に移転した日から30日を過ぎても乙がこれを引取らないとき

(賠償責任)

第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第12条 乙は、第11条各号の規定によりこの契約を解除された場合において、物品に投じた有益費、必要費、その他の費用があってもこれを甲に請求することができないものとする。

(返還金)

第13条 甲は、第11条各号の規定によりこの契約を解除したときは、収納済みの売買代金を乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

(契約の費用)

第14条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 売出人 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地2

三朝町

三朝町長 松 浦 弘 幸

乙 買受人